

この貸付事務取扱要領は、奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年11月奈良県規則第30号。以下「規則」という。）に基づく貸付事務について必要な事項を定めるものとする。

第1 林業従事者等

- 1 規則第1条第1号に定める林業従事者等は、次に掲げる者とする。
 - (1) 林業従事者たる個人
 - (2) 木材製造業、木材卸売業又は木材市場業に属する事業を営む者（資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人に限る。）
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者の組織する団体
 - (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。）
- 2 借受者たる資格を有する者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。
 - (1) 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。
 - (2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

第2 貸付資格の認定

- 1 県は、林業・木材産業改善措置の内容が次に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、貸付資格の認定申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。
 - (1) 新たな林業部門の経営の開始（従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。）
 - (2) 新たな木材産業部門の経営の開始（従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。）
 - (3) 林産物の新たな生産方式の導入（先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。）
 - (4) 林産物の新たな販売方式の導入（従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。）
 - (5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入（林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。）
 - (6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。）

第3 貸付申請時期及び貸付決定時期

- 1 資金の貸付は年5回行うこととし、それに伴う貸付申請書の提出期日は次のとおりとする。
 なお、貸付決定期日は原則として貸付申請書の提出期日の1ヶ月後とする。

	貸付申請書の提出期日
第1回	6月10日
第2回	8月10日
第3回	10月10日
第4回	12月10日
第5回	2月10日

上記期日が土曜日、日曜日及び休日になる場合は、その直後の平日とする。

- 2 貸付の申請時期については、対象事業に係る着工時期、完了時期を検討のうえ適期に申請するものとする。

第4 償還期限及び償還方法等

- 1 償還方法は、償還期間内の均等年賦償還とし、千円未満の端数については、第1回の償還金に加算するものとする。
- 2 各貸付決定時期に対する毎年度の償還期限は次表のとおりとし、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける場合（以下「県貸付金」という。）の償還期日については、貸付決定時期にかかわらず、原則として2月20日とする。
なお、予定償還日が土曜日、日曜日及び休日の場合はその直後の平日とする。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
償還期限	7月31日	9月30日	11月30日	1月31日	3月21日

第5 貸付の手続等（県直接貸付）

- 1 林業・木材産業改善資金の貸付を受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）が、県から直接貸付を受ける場合は、規則第4条第1項に定める貸付申請書、貸付資格認定申請書（様式第1号）に次の書類を添付して第3の1に定める提出期日までに事務委託機関（奈良県森林組合連合会又は奈良県木材協同組合連合会（以下「県森連又は県木連」という。）を含む。）に提出するものとする。ただし、事務委託機関に提出することが困難と県が認める場合は、当該申請書等を農林振興事務所に直接提出することができる。
 - (1) 見積書、契約書等事業内容及び事業費が記載されたものの写し
 - (2) 設計図、カタログ等事業内容が記載されたものの写し
 - (3) 貸付申請者が法人の場合は、当該者に係る過去2期分の決算書の写し（申請時において決算期を6ヶ月以上経過している時は、直近の合計残高試算表の写し）及び法人税の申告書（法人税法施行規則別表一）の写し
なお、決算期直後で決算書類が作成されていない場合は、前々期の決算書の写し及び合計残高試算表とするが、この場合は前期の決算書作成後速やかに当該決算書の写しを提出するものとする。
 - (4) 貸付申請者が個人の場合は、当該者に係る過去2年分の税の申告書の写し又は経営状況等が確認できる資料。
 - (5) 連帯保証人の前年の所得証明書
 - (6) 連帯保証人申出書（様式第1号の2）
 - (7) 貸付申請者が法人格のない団体である場合は、総会において本資金の借受けに係る目的、限度額、償還の方法等について議決した議案書の写し
 - (8) 返済計画書（様式第2号）
 - (9) 法人にあっては、登記簿謄本等
 - (10) その他林業・木材産業改善措置の内容（施業受委託、立木取得、福利厚生、研修等）に応じた書類
- 2 貸付申請者が申請日現在で20歳未満の場合（既婚者を除く。）には、法定代理人を連帯債務者とする。
- 3 貸付申請書の貸付申請者の印は印鑑登録をしているか又は登録を予定しているものとする。
- 4 事務委託機関は、貸付申請書等の提出があったときは、農林振興事務所に送付するものとする。
- 5 農林振興事務所長は、4の規定により貸付申請書等の送付を受けたときは、別に設置する林業・木材産業改善資金運営協議会において審査のうえ、貸付資格の認定及び資金の貸付の適否についての意見を添付し森と人の共生推進課へ送付するものとする。
- 6 県は、5の規定により貸付申請書等の送付があったときは、運営協議会の意見を参考にして審査を行い、貸付を行うことが適当であると認めた場合は、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書を林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（様式第3号）とともに貸付申請者に交付し、その旨を事務委託機関（県森連又は県木連を含む。）及び農林振興事務所に通知するものとする。なお、貸付をしない旨の決定をしたときは、その旨を貸付申請者、事務委託機関（県森連又は県木連を含む。）及び農林振興事務所長に通知するものとする。
- 7 貸付申請者は、貸付決定通知があった場合、速やかに規則第6条第1項の規定により借用証書1通に次の書類を添付のうえ、別に定める提出期日までに貸付申請書等を提出した事務委託機関に提出するものとする。なお、貸付申請書等を農林振興事務所に直接提出した者にとっては、県森連又は県木連に提出するものとする。
 - (1) 貸付申請者、連帯債務者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
 - (2) 借用証書作成日の前1ヶ月以内に作成された公正証書（民法（明治29年法律第89号）第465条の6の規定に基づき作成されたものに限る）。ただし、連帯保証人となろうとする者が民法

第 465 条の 9 各号に掲げる者である場合を除く。

- 8 事務委託機関は、借用証書等の提出があったときは、これを県森連又は県木連に送付し、県森連又は県木連は、送付又は提出を受けた借用証書等を森と人の共生推進課に送付するものとする。
- 9 資金の交付は、原則として借用証書等が森と人の共生推進課に提出された日から 3 週間以内とし、貸付申請者は、金融機関に口座を設けて貸付金を受領するものとする。

第 6 貸付の手続等（融資機関による貸付）

- 1 貸付申請者は、融資機関から貸付を受ける場合は、融資機関に林業・木材産業改善資金借入申込書（以下「借入申込書」という。）（様式第 4 号）を提出するとともに、貸付資格認定申請書に次の書類を添付し、農林振興事務所に提出するものとする。なお、既に貸付資格の認定を受けている者にあつては資格認定書の写しを提出するものとする。
 - (1) 借入申込書の写し
 - (2) 林業・木材産業改善措置の内容（施業受委託、立木取得、福利厚生、研修等）に応じた書
- 2 融資機関は、借入申込書の提出を受けたときは、農林振興事務所に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書を提出するものとする。
- 3 農林振興事務所長は、認定申請書等の提出を受けたときは、別に設置する林業・木材産業改善資金運営協議会において審査のうえ、貸付資格の認定及び資金の貸付の適否についての意見を付し、森と人の共生推進課へ送付するものとする。
- 4 県は、3 の規定により認定申請書等の送付があったときは、運営協議会の意見を参考にして審査し、貸付資格の認定の可否を融資機関及び農林振興事務所長に通知し、貸付を行うことが適当であると認めるときは、貸付の決定を行い、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書を交付するとともにその旨を農林振興事務所長に通知するものとする。なお、貸付をしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関、貸付申請者及び農林振興事務所長に通知するものとする。
- 5 融資機関は、県から林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、貸付申請者に対し林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書（様式第 5 号）を交付するものとする。
- 6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、森と人の共生推進課に林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（様式第 6 号）を提出するものとする。
- 7 県貸付金の交付は、6 の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書を森と人の共生推進課に提出するものとする。
- 8 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付条件とそれぞれ同一条件であることとする。
- 9 融資機関は、貸付申請者との貸付契約を林業・木材産業改善資金借受者借用証書（様式第 7 号）により行うものとする。この場合、融資機関は当該借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。
- 10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付を行うことを条件として借受者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。
- 11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに県に報告し、その指示に従わなければならない。
 - (1) 林業・木材産業改善資金の貸付の業務を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 林業・木材産業改善資金の貸付の業務の遂行が困難となった場合
- 12 融資機関は、県貸付金を貸付の目的以外の目的に使用してはならず、また、県が当該融資機関に対する貸付に係る債権の保全その他貸付の条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

第 7 連帯保証人（県直接貸付）

- 1 規則第 3 条に規定する連帯保証人の数は、資力のある者 1 名以上とする。（借受金額が 1, 500 万円以下の場合であつて、県が相当と認める担保を提供する場合を除く。）
- 2 連帯保証人については、借受者の営んでいる事業所内で就労している者（専務、従業員等）を除外すること。ただし、借受者が団体の場合は除く。（借受者が法人（会社以外の団体も含む）である場合、代表者が連帯保証人となることは可。）
また、借受者が個人である場合、連帯保証人については、生計を一にする親族を除外すること。
- 3 連帯保証人の最高保証限度額は、自らの林業・木材産業改善資金の借入金を含めて 1,500 万円以内

とする。

- 4 原則として奈良県内で独立の生計を営み所得のある者。（やむを得ない場合は奈良県に隣接する府県に居住する者。）
- 5 当該資金の最終償還時の年齢が、満 70 歳以下の者であること。（ただし、年金生活者は不可）
- 6 連帯保証人については、その保証する額が 100 万円未満の場合は、第 5 の 1 の (5) に規定する所得証明書の提出は不要とする。

第 8 担保（県直接貸付）

- 1 担保は、別に定める貸付基準により県が相当と認めるものとし、借受金額が 1,500 万円を超える場合（既借受額を含む。）は、必ず担保を提供するものとする。
- 2 担保は、不動産担保とする。
- 3 担保を提供する場合は、借受者が申請書を提出する際に登記簿謄本、位置図、公図、市町村固定資産評価証明書を提出する。
- 4 担保物件については、事務委託機関が調査確認を行い、林業・木材産業改善資金運営協議会に提出する。
- 5 抵当権設定の順位は、第 1 順位で設定する。
- 6 その他担保事務取扱要領によることとする。

第 9 事業実施報告等

- 1 林業・木材産業改善措置に係る事業は、原則として、林業・木材産業改善資金の貸付後 3 ヶ月以内（継続した森林施業及び研修等 3 ヶ月以内に完了することが困難なものについては、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間以内）に完了するものとする。
- 2 借受者は、事業の完了後 30 日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書（以下「報告書」という。）（様式第 8 号）に資金の支払いを証明するに足る書類（納品書及び領収書等の写し、林業・木材産業改善資金専用口座の通帳の写し、車検証の写し、建物登記簿謄本等）を添付して貸付の決定を受けた機関（県又は融資機関をいい、以下「貸付決定機関」という。）に提出しなければならない。なお、共同で貸付を受けた場合には、実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。
- 3 県から直接貸付を受けた者は、原則として借用証書等を提出した事務委託機関を経由し、農林振興事務所に提出するものとする。
- 4 事務委託機関は、借受者から提出された報告書等について、資金管理の面から資金使途、所用資金額、証拠書類等の内容を審査、確認のうえ農林振興事務所へ送付するものとする。
融資機関は、林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（様式第 9 号）に借受者から提出された報告書等の写しを添付し農林振興事務所に提出するものとする。
- 5 農林振興事務所長は、事業に対する実施結果等について現地確認に基づき審査し、林業・木材産業改善資金借受者調査書（様式第 10 号）に事業実施報告書を添えて森と人の共生推進課に送付するものとする。
- 6 実施報告書又は林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付の目的に適合していないと県が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならない。
- 7 農林振興事務所長は、前年度末に貸付残高のある林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業（融資機関が行う貸付に係るものを含む。）について毎年度調査を行い、林業・木材産業改善資金貸付確認調査結果報告書（様式第 11 号）を作成し、森と人の共生推進課長に提出するものとする。
- 8 上記調査の実施時期は、森と人の共生推進課長が別途通知するものとする。

第 10 貸付資格認定の取消し

県は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書（様式第 12 号）により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付を受けている場合には、融資機関に対しその旨通知し、期限前償還等の所定の手続を行うものとする。

第 11 事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還

- 1 借受者は、事業の実施の結果、借り受けた林業・木材産業改善資金に余剰が生じた場合は、速やかに繰上償還を行わなければならないものとする。
- 2 融資機関は、1 の規定による繰上償還金を受領したときは、速やかに県貸付金の繰上償還を行うものとし、森と人の共生推進課に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書（様式第 13 号）

を提出するものとする。

第12 その他の繰上償還

- 1 借受者は、第11の規定による場合のほか、林業・木材産業改善資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金繰上償還通知書（様式第14号）を提出するものとする。
- 2 融資機関は、林業・木材産業改善資金繰上償還通知書の提出を受けたときは、速やかに森と人の共生推進課に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書を提出するものとし、繰上償還金を受領した場合は、速やかに県貸付金の繰上償還を行うものとする。
- 3 1及び2において、借受者又は融資機関から借受残額一括償還の通知があったときは、森と人の共生推進課長は、第9の7に定める今年度の調査が実施されたかどうかを確認し、実施されていない場合は農林振興事務所長に速やかに実施させた後に償還金を受領し、又は融資機関に受領させるものとする。

第13 期限前償還

- 1 貸付決定機関は、借受者が次のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。
 - (1) 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 償還金の支払を怠ったとき。
 - (3) (1)又は(2)に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付金の条件に違反したとき。
- 2 第11の2の規定は、融資機関が期限前償還による償還金を受領した場合に準用する。
- 3 県は、融資機関が次のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。
 - (1) 県貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 県が融資機関に対する貸付に係る債権の保全その他貸付の条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関する報告を求めた場合、当該報告を怠ったとき。
 - (3) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による林業・木材産業改善資金の償還を第14の規定により猶予していたことにより、融資機関が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
 - (4) (1)から(3)に掲げる場合のほか、正当な理由なく貸付の条件に違反したとき。

第14 支払の猶予

貸付決定機関は、借受者が災害、借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）若しくはその者と同居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷又はその他知事がやむを得ないと認める理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができるものとする。支払猶予の限度額は年賦償還金額とし、その期間は1年以内とする。

この場合において、支払の猶予を申請しようとする者は、規則第7条に定める支払猶予申請書に次掲げる者の発行する災害を証明する書類及びこれを補完する書類を添え、償還期限（分割払いの場合における各支払期日を含む。）の30日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。ただし、知事が認める場合を除く。

- (1) 自然災害及び火災にあつては、市町村長又は消防署長
- (2) 盗難にあつては、警察署長
- (3) 死亡、疾病又は負傷にあつては、医師

融資機関は、県から林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書の交付を受けたときは、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（様式第15号）により借受者に通知するものとする。

第15 違約金

- 1 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。
- 2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、速やかにこれを県に納付するものとする。ただし、融資機関が県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合は、この限りでない。
- 3 県は、融資機関が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、償還金に関し、借受者による償還金が第14の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合は、支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による融資機関への支払の当日までの日数を上記日数から控除

するものとする。

第16 借受者等の変更（県直接貸付）

- 1 借受者が死亡したときは、その事業及び債務を引き継ぐ者がある場合、債務引継申出書（様式第16号）を作成し、市町村長の発行した死亡証明書等、債務引継者の印鑑登録証明書を添付のうえ、借用証書等を提出した委託事務機関を経由し、森と人の共生推進課に提出するものとする。
- 2 借受者及び保証人が住所を変更した場合は、借受者、連帯保証人住所変更届（様式第17号）により住民票を添付のうえ借用証書等を提出した委託事務機関を経由して森と人の共生推進課に提出するものとする。
- 3 連帯保証人の死亡等により変更が生じた場合は、借受者連帯保証人変更申請書（様式第18号）に印鑑登録証明書及び前年の所得証明書を添付のうえ借用証書等を提出した委託事務機関を経由して森と人の共生推進課に提出するものとする。

第17 林業普及指導組織の取り組み

林業・木材産業改善資金の貸付事業は、林業普及指導組織の普及指導活動の経済的裏付けとなるものであるから、林業普及指導組織は、特に次の諸点に留意して、林業・木材産業改善資金の貸付事業をその普及指導活動の中に意欲的に取り込むものとする。

1 林業普及指導員の指導

現地において直接借受者に接して普及指導にあたる林業普及指導員は、借受者に対し、貸付前のみならず貸付後の事業実行及びその事業活動について積極的な指導援助を行い、資金が適切かつ有効に利用されるよう指導するものとする。

2 貸付決定等への参画

農林振興事務所における貸付申請書等の審査及びその他貸付決定等に当たっては、林業普及指導組織は、普及指導の立場から積極的に参画するものとする。

第18 その他の貸付条件

借受者は、借入金の償還期間中、林業・木材産業改善措置の内容（立木取得、複層林転換等）に応じて、必要な書類を提出するものとする。

第19 事前着工

本資金による事業の着工は、資金の交付を受けてから行うのが原則であるが、伐採時期等からやむを得ず資金交付前に着工する必要がある場合、借受者は事前に県の承認を得てから行うものとする。

なお、詳細は事前着工事務取扱要領によることとする。

附 則

この要領は、平成16年1月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年9月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年3月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年3月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年8月7日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年5月13日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年 月 日から実施する。

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
 (林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所 〒

電話番号

氏 名

印

会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
 代表者の氏名

林業・木材産業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定に基づき、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙 1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙 2
林業労働に従事する者の確保		別紙 3

(注) 林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械又は施設の導入		別紙 4
森林施業の実施に係るもの		別紙 5
立木取得に係るもの		別紙 6
上記以外の内容のもの		別紙 7

(注) 林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高								
円(年 月 日現在)								
区 分	総事業費(注1)					資金内訳		
					計 (注2)	改 善 資 金	その他の 借入金	自 己 資 金
年度								
年度								
年度								
年度								
合計								

- (注) 1 総事業費の区分の欄は、改善措置の取組みの具体的な内容（機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等）を記載すること。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
- 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、各年度毎の総事業費及び資金内訳を記載すること。
- 3 上記2に該当する場合、総事業費の計の各年度の合計欄は、2表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。
- 4 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(添付資料)

- 1 法律の特例に該当し、償還期間を10年以上又は措置期間を3年以上とする場合は各法律の特例に該当する旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）を添付すること。
- 2 上記のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

別紙 1〔林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項目	現状	目標
従業員数 (個人の場合、家族従事者数を内書)	人 (人)	人 (人)
資本金又は出資金(法人のみ)	万円	万円
資本装備の状況(注1)		
生産等の状況(注2)		
年間収入 (法人の場合、年間売上高)(注3)	万円	万円
年間所得 (法人の場合、年間営業利益)(注3)	万円	万円

- (注) 1 資本装備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。
- 2 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。
- 3 年間収入・年間売上高及び年間所得・年間営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目(注1)	現状(年度)(注2)	目標(年度)(注2)	1との関係(注3)

- (注) 1 項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標(生産性、生産量、生産コスト、品質、販売コスト、販売量、売上高等)を記載すること。
- 2 現状及び目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載すること。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。
- 4 1との関係の欄は、本目標と1で記載する年間収入(売上高)又は年間所得(営業利益)との関係を記載すること。

別紙2〔林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)

項目	現状(年度)	目標(年度)
年間従事日数	日	日
保有安全衛生施設		
労働災害防止(注1)		

(注) 1 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

(雇用主(個人を含む。)用)

項目	現状(年度)	目標(年度)
従業員数(注1)	人	人
年間延べ雇用量(注1)		
保有安全衛生施設		
労働災害防止(注2)		

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

別紙3〔林業労働に従事する者の確保を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現状（年度）	目標（年度）
従業員数(注1)	人	人
年間延べ雇用量(注1)		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保(注2)		

(注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働従事者の確保の欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば40歳未満）従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度毎の目標を記載すること。

別紙4 [機械・施設の導入の場合]

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

_____年度

項目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目的		
機械・施設名等(注2)		
規格・能力等(注2)		
導入時期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台数	台	台
単価	—	円
所要額	—	円
その他 (注3)	処分方法（廃棄・下取・継続使用）	①更新・新規 ②新品・中古（ 年製造） ③購入・賃貸

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。また、導入が複数ある場合は、表を追加や加工するなどして、様式を変更すること。
- 2 機械・施設名等及び規格・能力の欄は、内容が分かる写真又はパンフレットを添付する場合は記載を省略できる。
- 3 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙5〔森林施業の実施に係るものである場合〕

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

_____年度

項 目		内 容					
目 的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり(注2)					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期 ～終了時期	齢 級	面 積	材 積	延 長	所要額
間 伐							
	計						
複層伐							
	計						
作業路 の開設 ・改良							
	計						
合 計							

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 施業対象森林の概要は、位置、現況（樹種別・林種別・齢級別の面積、蓄積）を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。

別紙6〔立木取得を行う場合〕

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

伐採対象立木(注2, 3)											年度		
立木所有者の氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積							取得予定年月日	取得対象立木(注5)	所要額
	市町村	地番	林小班	人工林(注4)			天然林(注4)			計			
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積				
計													

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 伐採対象立木には、権限に基づき管理している立木を記載すること。
- 3 林小班ごとに記載すること。
- 4 樹種及び樹齢が複数のもは、主たるものを記載すること。
- 5 取得対象立木欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○を付すこと。
- 6 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(添付資料)

- 1 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
- 2 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

別紙 7〔その他の取組の場合〕

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

		年度
項 目	内 容	
・研修 ・指導又は助言 ・調査 ・その他 (注2)		
実 施 時 期	年	月 日
所 要 額	円	

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
- 2 該当する項目に○を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容（受講先、受講名等）を記載すること。

様式第1号の2

連帯保証人申出書

私は、 年 月 日付けで貸付けを申請する の
年度林業・木材産業改善資金（申請額 円）についての
連帯保証人としての債務を負担することに同意します。

なお、私の状況は、下記のとおりです。

(ふりがな) 連帯保証人氏名		生年月日
住 所		
電話番号		
職 業		
勤務先（職場名）		
所在地		
電話番号		

年 月 日

(連帯保証人)

住 所

氏 名

実印

(注：連帯保証人の押印は連帯保証人の実印をご使用ください。)

返 済 計 画 書

(単位：千円)

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
1 収 入	①収入												
	②必要経費												
	③その他所要額												
	④剰余金(①-②-③)												
2 借入金 返済	林業・木材産業改善 資金返済												
	その他借入金返済												
計													
3 参考 (必要経費の内訳、積算基礎等)													

注：その他所要額には家計費等を記入すること
 返済計画は林業・木材産業改善資金の償還期間内について記入すること

様式第3号

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

番 号
年 月 日

殿

奈良県知事

印

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定により、
年 月 日に提出された申請については、これを認定します。

林業・木材産業改善資金借入申込書

奈良県林業・木材産業改善資金貸付事務取扱要領第6の規定に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の借入を申し込みます。

年 月 日

融資機関の代表者 殿

住 所 〒 TEL

氏名又は名称及び代表者名 印

償還期間	据置期間	資金交付 希望日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事業量	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

連帯債務者	住 所	氏 名	印

連帯保証人	住 所	氏 名

担保物件	
------	--

償 還 計 画	償 還 計 画										
	1年目		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	11年目	12年目									
償還額	償還額										
千円	千円										

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称主たる事業所(場)の所在地設立時期(個人にあっては事業開始の時期)、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員数	

※その他必要な書類を添付のこと。

林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書

殿

名称 融資機関
代表者

印

年 月 日付で申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付けについては、
下記のとおり決定します。

記

1 貸付決定番号

2 借受者 住所
氏名
連帯債務者 住所
氏名
(連帯保証人) 住所
氏名

3 貸付決定金額 円

4 償還期間 年 (据置期間 年)
償還方法
償還期日 月 日

5 償還計画

回	償還期日	償還額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円

6 その他の貸付条件
(物的担保)
(独立行政法人農林漁業信用基金による保証)
(その他)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日

奈良県知事 殿

名 称 融資機関
代表者

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定のあった林業・木材産業改善
資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額 円

収入印紙
添付

林業・木材産業改善資金借受者借用証書

1 借受条件等

	貸付決定日	
	貸付決定番号	
借用金額		
資金の内容		
資金の用途		
利率	無利子	
法定最終償還期日		
支払場所		
備考		

元金は、 年 月 日までを据置き、 年 月 日を初回とし金 円、以後 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に毎回金 円あて償還する。

2 償還計画

回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2	年 月 日	円	円	
3	年 月 日	円	円	
4	年 月 日	円	円	
5	年 月 日	円	円	
6	年 月 日	円	円	
7	年 月 日	円	円	
8	年 月 日	円	円	
9	年 月 日	円	円	
10	年 月 日	円	円	
11	年 月 日	円	円	
12	年 月 日	円	円	

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。ついては、奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

年 月 日

融資機関の代表者

殿

債務者

住所
氏名

印

連帯債務者

住所
氏名

印

(連帯保証人)

住所
氏名

印

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項（様式第7号裏面）

（期限前償還）

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という）は、融資機関（以下「甲」という）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- （1）乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- （2）乙が償還金の支払いを怠ったとき。
- （3）乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- （4）乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- （5）乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- （6）乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- （7）乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- （8）乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- （9）この借入金により改良され、造成され、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- （10）乙が県貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- （11）乙が次に掲げる乙が次に掲げる者であることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- （12）その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

（繰上償還）

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

（報告）

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

なお、共同で借受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - （1）乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは物上保証人（以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - （2）丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合
 - （3）その他甲が指示する場合

（調査）

第4条 乙は、甲の役職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

- 2 乙及び丁は、甲の役職員その他甲の依頼を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。

（弁済充当の指定権）

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときにおいても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙間の契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、相当と認めるときはこれを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、その現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、相当と認めるときは、これに応じるものとする。

(法定代位者の変動)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に相当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(貸付金の返還)

第14条 乙は、甲が県貸付規則に基づき貸付けの決定を取り消したときは、甲が定める期限に従い、借入金を甲に返還する。

(合意管轄)

第15条 乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき融資機関の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

奈良県知事 殿

住 所 〒

電話番号

氏 名

印

会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借 受 金 額
年 月 日	第 年度号	年 月 日	千円

2 事業実施状況

事業着工		年 月 日			事業完了		年 月 日			計画と実績の相違点とその理由
事 業 計 画				事 業 実 績						
内容	数量	単価	金額	内容	数量	単価	支払金額	領収書番号		
		円	円			円	円			

- (注) 1 事業計画欄には、申請時の事業計画の概要、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。
 2 貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名、数量、単価等詳細に記入すること。また、領収書の写し等を添付すること。

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		林業・木材産業 資金	自己資金	その他
申請計画	円	円	円	円
実績				

(注) 借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

4 事業費等の確認

貸付対象機械等の適否					
貸付限度額の確認	貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名(責任者) ㊦				
農林振興事務所の長の確認	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 農林振興事務所長 ㊦				

(注) 貸付対象機械等の適否の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

(研修の場合は以下を添付)

年 月 日 研修を受けた機関又は林業従事者等(海外研修にあっては、派遣機関)	㊦
---	---

林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

名 称 融資機関
代表者

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金により、林業・木材産業改善資金貸付業務を実施したので、下記のとおり書類を添えて報告します。

記

林業・木材産業改善資金貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額		貸付実行日	

(別添)

各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金事業実施報告書の写しを添付

様式第 10 号

林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 借 受 者 調 査 書

1 指導の経過

担当普及指導員	
---------	--

指導年月日	指導事項

2 評価と今後の指導留意事項

事業実施結果の評価	今後の指導留意事項

事業に対する指導及び実施結果について上記のとおり報告します。

年 月 日

農林振興事務所長



林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書

殿

奈良県知事

印

年 月 日付けで認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

(注) 融資機関からの貸付けの場合、当該融資機関へ本通知書の写しを送付すること。

林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

名 称 融資機関
代表者

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、下記のとおり繰上償還しますので通知します。

記

1 繰上償還額 _____ 円

(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法

- (1) 借受残額一括償還
 - (2) 借受残額一部繰上償還
- (内訳)

3 繰上償還理由

4 償還計画

(変更前) (変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	円	円		
2	年 月 日	円	円		
3	年 月 日	円	円		
4	年 月 日	円	円		
5	年 月 日	円	円		
6	年 月 日	円	円		
7	年 月 日	円	円		
8	年 月 日	円	円		
9	年 月 日	円	円		
10	年 月 日	円	円		
11	年 月 日	円	円		
12	年 月 日	円	円		

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	円	円		
2	年 月 日	円	円		
3	年 月 日	円	円		
4	年 月 日	円	円		
5	年 月 日	円	円		
6	年 月 日	円	円		
7	年 月 日	円	円		
8	年 月 日	円	円		
9	年 月 日	円	円		
10	年 月 日	円	円		
11	年 月 日	円	円		
12	年 月 日	円	円		

(注) 本通知書は、借用証書に添付すること。

林業・木材産業改善資金繰上償還通知書

貸付決定機関の代表者 殿

債務者	住所	
	氏名	印
連帯債務者	住所	
	氏名	印
(連帯保証人)	住所	
	氏名	印
(連帯保証人)	住所	
	氏名	印
(連帯保証人)	住所	
	氏名	印

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金について、下記のとおり繰上償還しますので通知します。

記

1 繰上償還額 _____ 円

(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法

- (1) 借受残額一括償還
- (2) 借受残額一部繰上償還
- (内訳)

3 繰上償還理由

4 償還計画

(変更前)

(変更後)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	円	円	
2	年 月 日	円	円	
3	年 月 日	円	円	
4	年 月 日	円	円	
5	年 月 日	円	円	
6	年 月 日	円	円	
7	年 月 日	円	円	
8	年 月 日	円	円	
9	年 月 日	円	円	
10	年 月 日	円	円	
11	年 月 日	円	円	
12	年 月 日	円	円	

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	円	円	
2	年 月 日	円	円	
3	年 月 日	円	円	
4	年 月 日	円	円	
5	年 月 日	円	円	
6	年 月 日	円	円	
7	年 月 日	円	円	
8	年 月 日	円	円	
9	年 月 日	円	円	
10	年 月 日	円	円	
11	年 月 日	円	円	
12	年 月 日	円	円	

(注) 本通知書は、借用証書に添付すること。

林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書

殿

名 称 融資機関
代表者

印

年 月 日付で申請のあった支払猶予の申請については、次のとおり承認します。

貸付決定日

貸付決定番号

年 月 日償還予定の償還金額 円

連絡事項

償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円

林業・木材産業改善資金債務引継申出書

年 月 日

奈良県知事 殿

債務者
住所

氏名

債務引継者
住所

氏名

印

債務者は、年 月 日死亡したため、林業・木材産業改善資金に係る債務者が負担する下記の債務及び事業を引き継ぎましたのでお届けします。

記

貸付決定番号	引継金額	償還残年数	備考
	円		

年 月 日

奈良県知事 殿

連帯保証人 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

上記債務引継者が負担することとなる林業・木材産業改善資金の債務については、約定どおりその保証をいたします。

様式第 17 号

林業・木材産業改善資金借受者連帯保証人住所変更届

年 月 日

貸付決定番号

借 受 者 旧住所
(連帯保証人)

新住所

このたび、上記のとおり住所を変更いたしましたのでお届けします。

年 月 日

奈良県知事 殿

借 受 者 住 所
(連帯保証人)

氏 名

印

様式第 18 号

林業・木材産業改善資金借受者連帯保証人変更申請書

年 月 日

奈良県知事

殿

債務者
住所

氏名

印

さきに貸付決定（貸付金の交付）のあった林業・木材産業改善資金につきましては、下記の理由により連帯保証人の変更を願います。

記

1 貸付決定番号

2 貸付決定額
（貸付金残額）

3 理 由

4 連帯保証人 変更前住 所
氏 名

変更後住 所
氏 名

印